

平成24年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

芝山町

1 情報公開制度について

情報公開は、町政に関する透明性を確保するために始まった制度です。情報公開制度では、毎年制度の実施状況について公表することになっています。なお、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの公文書についての開示請求等の実施状況は次のとおりです。

(1) 開示請求件数

請求		申出※		合計	
人数	件数	人数	件数	人数	件数
1人	2件			1人	2件

※申出…平成14年3月31日以前の情報

(2) 実施機関ごとの開示請求に関する処理状況

(単位：件)

実施機関	決定 件数		決定の状況													
			開示		部分 開示		非開示		不存在		存否応 答拒否		却下		取下げ	
	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出
町長	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町民税務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉保健課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まちづくり課	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
出納室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不服申立ての状況

不服申し立てはありませんでした。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取扱についての基本的ルールを定めており、また、個人情報の自己のコントロール権を認めて個人情報の権利利益を保護するために始まった制度です。個人情報保護制度では、毎年制度の運用状況について公表することになっています。なお、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの個人情報についての開示請求等の運用の状況は次のとおりです。

(1) 保有する個人情報取扱事務の件数

	件数
平25. 4. 1現在	523件

(2) 実施機関ごとの個人情報取扱事務の件数

(単位：件)

実施機関	新規事務	廃止事務	取扱件数
町長	1	0	431
総務課	1	0	63
企画政策係	0	0	11
行政係	0	0	36
情報管理係	0	0	2
財政係	0	0	0
契約管財係	0	0	7
空港地域振興係	1	0	7
町民税務課	0	0	66
戸籍係	0	0	14
国保年金係	0	0	32
国保診療所	0	0	3
課税係	0	0	5
収税係	0	0	4
課税・収税係	0	0	8
福祉保健課	0	0	141
福祉係	0	0	47
子育て支援係	0	0	31
介護保険係	0	0	38
保健衛生係	0	0	21
保育所	0	0	4
まちづくり課	0	0	158
地籍調査係	0	0	3
道路建設係	0	0	15
都市計画係	0	0	44
下水道係	0	0	20
農政係	0	0	11
産業振興係	0	0	39
生活環境係	0	0	26
出納室	0	0	3

教育委員会	0	0	66
教育課	0	0	66
学校教育係	0	0	30
社会教育係	0	0	31
公民館	0	0	2
給食センター	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	14
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	7
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	5
合計	1	0	523

(3) 個人情報の開示請求等件数

自己情報に関する開示、訂正、利用停止の請求はありませんでした。

(4) 不服申立ての状況

不服申し立てはありませんでした。